当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、 厚生局長に届出を行なっております。

(1) 基本診療料の施設基準

* 明細書発行体制等加算

当院では、患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、 領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。 明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、 その点、御理解いただき、明細書の発行を希望されない方はその旨お申し出下さい。

* 医療情報取得加算 • 医療DX推進体制整備加算

当院は、オンライン請求や資格確認など医療DX推進体制を整備し、 診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

医療情報取得加算《初診時》1点

《再診時》1点

医療DX推進体制整備加算 9点

(2) 特掲診療料の施設基準

* コンタクトレンズ検査料1

※コンタクトレンズ装用のために受診の方の 診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料
初診料	291点	コンカクトレンプや木ツイ
再診料	75点	コンタクトレンズ検査料1 200点
明細書発行体制等加算	1点	200無

- コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、 異なった診療費用を算定する場合があります。
- コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を 算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

* ロービジョン検査判断料 250点

診療医師名: 髙本紀子

眼科診療経験: 10年以上の診療経験あり

* **一般名処方加算** 10点 または 8点

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。

- 一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。
- 一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、

医療費の軽減につながります。また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果を期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱することがあります。その為、当院では、薬剤の供給状況等を踏まえつつ、

一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけております。

※ 上記について、ご不明の点は受付へご相談下さい。